

真岡市へ移住して県内の登録企業に就職した方にチャンス

# 真岡市移住支援金（栃木県移住支援事業）

【助成額】 単身 60 万円（世帯状況により 100 万円）

【主な要件】 以下の①②を満たす方

①東京 23 区に 5 年以上在住していた方、または東京圏(※1)に 5 年以上  
在住し、かつ 5 年以上東京 23 区に通勤(※2)していた方

②移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイト(※3)に移住支  
援金の対象として掲載する求人に新規就業(※4)した方又は栃木県の事  
業による起業支援金の交付決定を受けた方

※1：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。但し条件不利地域（過疎地域自立促進特  
別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島振興開発特別措  
置法の指定区域を含む市町村）は除く

※2：雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

※3：とちぎ WORKWORK 就職促進プロジェクト <https://www.workwork-tochigi.jp/>

※4：週 20 時間以上の無期雇用契約

【申請窓口】 真岡市産業部商工観光課勤労者係 電話：0285-83-8134

## 真岡市 UIJ ターン助成金／真岡市移住支援金の比較

制度の名称		真岡市 UIJ ターン就業定住助成金	真岡市移住支援金（栃木県移住支援事業）	
助成額		10 万円（扶養親族により最大 20 万円）	単身 60 万円（世帯状況により 100 万円）	
施行日		平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 8 月 1 日	
主 な 交 付 要 件	転入時期	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 23 日～	
	転入前住所地 及び居住期間	真岡市外に 1 年以上在住していた方	東京 23 区に 5 年以上在住していた方、また は東京圏に 5 年以上在住し、かつ 5 年以上東 京 23 区に通勤していた方 ※	
	転入先住所地	真岡市	真岡市（転入した県内各市町の担当課窓口）	
	申請日の制限	事業期間内に就業(創業)し、引き続き 6 カ月以上在職、かつ就業(創業)した日の 年齢が 35 歳未満	登録企業のサイト掲載日以降に就業し、引き 続き 3 カ月以上在職、かつ転入後 3 カ月以 上 1 年以内	
	就業 の 場 合	就業 先	真岡市内に本店を有する中小企業 （中小企業基本法第 2 条第 1 項に該当 する会社及び個人）	栃木県マッチング支援事業実施要領に 定める企業情報掲載サイトの登録企業 <a href="https://www.workwork-tochigi.jp/">https://www.workwork-tochigi.jp/</a>
		雇用 形態	週 30 時間以上の無期雇用契約	週 20 時間以上の無期雇用契約
創業 の 場 合	職種 制限	真岡市内における個人開業または会社 等の設立（新規就農者は除く）	申請日が、地域課題解決型創業支援補助金交 付要領に定める補助金の交付決定を受けて から 1 年以内であること	
その他		真岡市移住支援金との重複申請も可	一定期間内の辞職・転出に対して返金義務あり	

※真岡市移住支援金の転入前住所地等は、令和元年12月20日以降に転入された方から次の要件となりました。「住民票を移す直前  
の10年間のうち通算5年以上(直近の1年以上を含む)東京23区内に在住または東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方」